

平成27年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【関連科目(専門科目)】

9月	民法	問題	<p>第1問 請負人に仕事を依頼し、完成したとして提供されたものに不具合があったという場合、請負人は依頼者に対してどのような責任を負うことになるのか。売買目的物に不具合があった場合の売主の責任と比較しつつ、その概要を説明しなさい。なお、依頼者と請負人との間に、民法典の内容と異なる特約は存在しないものとする。</p> <p>第2問 2007年2月1日にAが死亡し、相続が開始した。Aの妻はすでに2006年に死亡しており、Aと亡妻との間に子はいなかった。相続開始時におけるAの相続財産は本件不動産(2000万円)のみである。2007年6月1日に、Aの父母であるB・Cは、Aの相続人として、本件不動産をBが単独で取得する旨の遺産分割協議をおこなった。この遺産分割協議に基づき、同年8月1日、本件不動産について相続を原因とするBへの所有権移転登記がされ、以後、Bは本件不動産の占有・管理をはじめた。ところで、B・Cは生前のAから全く知らされていなかったが、Aには隠し子Dがいた。Dは、Aの死後である2007年9月1日に認知の訴えを提起し、2008年9月1日にこの訴えは認容された。2009年2月1日、Dは、本件不動産について、すでにB名義の所有権移転登記がされて、Bが占有していることを知った。</p> <p>以上の事実関係において、Dは、現時点(2014年9月5日)において、Bに対して本件不動産の返還を求めることができるか。Dの請求に対するBからの反論として予想されるものも挙げて、検討しなさい。</p>
		出題の意図	<p>第1問 請負人の担保責任を説明することを求める、民法・契約法の基本的知識を問う問題である。解答に際しては、売買における売主の担保責任と比較することを通じて、両者の異同を理解していることを示すことが必要である。</p> <p>第2問 死後認知があった場合の相続における法律関係に関して、死後認知の効力、相続人の範囲や、Dの請求の法的性質(相続回復請求権をめぐる問題)等について、民法の規定の知識と理解を前提として、判例法理もふまえて、具体的に検討することが求められる。</p>
3月	民法	問題	<p>第1問 民法709条における違法性要件と過失要件の関係について、相関関係説と違法性一元論のそれぞれにつき説明しなさい。</p> <p>第2問 婚姻の成立要件について説明するとともに、その要件のひとつとされる婚姻意思の意味と、婚姻意思が成立要件とされる法律上の根拠について検討しなさい。</p>
		出題の意図	<p>第1問 本問は、不法行為法の体系を踏まえ、違法性判断の諸要素につき受験者がどこまで理解しているかを問うものである。</p> <p>第2問 婚姻については、実質的要件としての姻意思の合致、婚姻障害のないこと、形式的要件としての婚姻届の提出が、その成立要件であるとされている。ここではそうした基本的な枠組みを適切に説明するとともに、その意味について議論のある婚姻意思について、適切に論じることが求められるものである。</p>

平成27年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【専攻科目】

9月	商法	問題	<p>第1問(50点) 甲株式会社(本店所在地は神戸市)は、瀬戸内海で採れる海産物の販売を業とする会社法上の公開会社であり、また取締役会設置会社である。乙は甲会社の創業者であり、かつ代表取締役であるが、平成18年7月1日、乙と地元小学校の同級生であった丙は、突然のリストラによって失業したため、当座の生活資金を融通してくれるよう依頼したところ、乙は、特に支払期限を設けないまま、「返せるときに返してくれれば良い」と言って、甲株式会社の名義で500万円を丙に貸し付けた。その際、乙に支配されていた甲会社の取締役会は、乙の義理人情にほだされて、当該500万円の貸付を承認している。</p> <p>その後、丙は当該500万円の借入金を甲会社に支払うこともなく、乙も特に何の催告もしなかったが、平成24年に入ると甲会社の業績が急速に悪化しはじめ、同年7月5日には、同年9月20日を満期とする額面400万円の約束手形の支払の見込みも立たない状況に陥っていた。そこで、乙は、丙に対して、当該500万円の貸付金を、年利5%の利息を付して、返せるだけでも返してほしいと要請したが、丙は、当該借入金支払い債務は既に消滅時効にかかっているため存在しないと主張して、支払いを拒んでいる。この場合、乙として、丙の主張を覆すためにどのような反論が可能か、論じなさい。</p>
			<p>第2問(75点) 公開会社である株式会社が第三者割当の方法によって募集株式を発行する場合、会社法は、既存株主の利益をどのように保護しようとしているか。既存株主の経済的利益と支配的利益のそれぞれについて論じなさい。</p>
			<p>第3問(75点) 会社法における特別利害関係に関する規律について論じなさい。</p>
	出題の意図	<p>第1問 会社の行為は、会社法5条により、すべて商行為であるとも可能であるが、会社の行為にもなお商法503条2項の適用があり、商行為であることが推定されるものの、会社の側で当該推定を覆し得る余地を認めた最高裁判例(最判平成20年2月22日民集62巻2号576頁)がある。本問は、判例知識の正確な理解を問うものである。</p>	
		<p>第2問 公開会社である株式会社が募集株式を第三者割当の方法で発行する場合、特に有利な発行価格であれば既存株主の経済的利益が希釈されるので、この点について会社法は株主総会の特別決議を要するとすることで、既存株主の経済的利益の自己防衛に配慮している(201条1項、199条3項、309条2項5号)。他方、同時に生じ得る支配割合(持分比率)の低下については、原則として会社法は既存株主の利益に配慮していないが、当該募集株式が既存取締役等経営者の支配を維持することを主要な目的とする場合には、機関権限分配秩序に反するものとして、差止事由と解されている。また、公開会社の場合、授權資本制度(37条3項)により4倍規制がかかってくるため、この限度で既存株主の支配的利益の低下に歯止めがかけられているといえる。なお、改正会社法206条の2においては、公開会社は、新株の引受人(以下「特定引受人」という。)及びその子会社等が有することとなる議決権の数が、新株発行完了後の総株主の議決権の数の2分の1を超える場合、払込期日の2週間前までに、株主に対して特定引受人に関する情報等を通知(又は公告)しなければならないとされ、これを受けて10分の1(定款で引下げ可能)以上の議決権を有する反対株主が現れた場合には、原則として株主総会決議が必要となる。この限度で既存株主の支配的利益が保護されることになる。</p>	
		<p>第3問 本問は、会社法における特別利害関係について問うものである。解答に際してのアプローチはいくつも考えられようが、一例として、株主と取締役のそれぞれにおける規律の内容やその理由を論じることが想定されている。</p>	

平成27年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【専攻科目】

9月	刑事訴訟法	問題	<p>第1問 警察官Pは、薬物犯罪の取締りを担当する部署に属していたが、地域住民から違法な薬物取引を取り締まるよう強く要望される中で、捜査方法をさまざまに工夫するものの、検挙件数が想定ほどには伸びないことを苦慮していた。そこでPは、私服で繁華街に赴き、内偵捜査の結果違法な薬物の取引に関与している可能性が非常に高いと判断されながら証拠の得られていないXに対して、「友達がクスリが切れて大変なんだ。何とかならないか」と申し向けたところ、Xは当初警戒して回答をはぐらかしていたが、Pが買値を上げて働きかけを続けるなどしながら、10分にわたりXに付きまとったところ、Xは「そんなに付きまとわれたら人目につくしこっちも迷惑だ、一見の客は本来相手にはしないんだが、その値段を出すなら今回だけは都合しよう」と述べ、受け渡しの条件を指定してその場を離れた。その後Xが薬物を持参して指定の場所に現れたため、Pはその薬物が法律上所持の禁じられたものであることを確認した上で、Xを違法薬物所持の現行犯人として逮捕した。以上のPの捜査手法の適否について論じなさい。</p>
			<p>第2問 刑事訴訟法上の伝聞法則と、日本国憲法37条2項が定める証人審問権との関係について検討せよ。</p>
			<p>第3問 一事不再理効と確定判決の内容的確定力との異同について検討せよ。</p>
		出題の意図	<p>第1問 いわゆるおとり捜査について、その意義を述べた上で、その適否について、判例の見解にも留意しつつ、具体的設例に沿って論じることを求めることによって、捜査法に関わる基本的な理解の定着度を問う問題である。</p>
			<p>第2問 現行刑訴法が採用したと解される伝聞法則と、日本国憲法に保障される証人審問権の関係を尋ねる問題である。証人審問権が保障するのは被告人の権利のみであること、また審問権が保障する「証人」が、実際に公判廷で証人として尋問を受ける者に限定されるかには解釈の余地のあること等を踏まえつつ、証人審問権がなお伝聞法則の実質的論拠となりうるか等が、検討すべき論点となりうる。</p>
			<p>第3問 一事不再理効と、確定判決の内容的確定力との関係がいかなるものであるかは、現行刑訴法の想定する審判対象についての理解とも関係して検討されてきた古典的な問題の1つである。本問題では、それぞれの効力を正確に理解した上で、その異同を、例えば、効力に相違が生ずる場面があるなら、それを例示しつつ説明できるか等を問うた。</p>

平成27年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

3月	刑事訴訟法	問題	<p>第1問 司法警察員Pは、覚醒剤の自己使用の被疑事実に基づいて発付された、搜索すべき場所を被疑者であるXの居宅、差し押さえるべき物を「覚せい剤、小分け道具」とする令状により、X宅において、被疑者の妻Yの立会いのもと搜索を実施した。その際Pが、Yの着衣のポケットが異様に膨らんでいることに気付き、よく見てみると、白い粉末の入ったビニール袋が入っていたため、Yの着衣のポケットに手を入れてこれを取り出した。するとYがPからビニール袋を取り返し、ベランダに走り出て隣家であるZ宅の庭に放り込んだ。そこでPはZ宅の住人の承諾を得ることなく、X宅の庭から塀を超えてZ宅の庭に入り、Yの放り込んだビニール袋を拾ってから、直ちにX宅に戻ってきた。以上のPの措置の適法性を論じなさい。なお、令状の記載は、十分に特定されているものとする。</p>
			<p>第2問 刑事訴訟における主張責任と挙証責任の意義を論ぜよ。</p>
			<p>第3問 刑事訴訟において「公訴事実の同一性」が果たすべき役割を論ぜよ。</p>
		出題の意図	<p>第1問 搜索の実施態様の適法性について論じることが求められることによって、捜査法にかかわる基本的な理解の定着度を問う問題である。</p>
			<p>第2問 刑事訴訟における立証では、「疑わしきは被告人の利益に」が原則とされる。そのため、挙証責任の所在はもちろん、主張責任の理解等についても民事訴訟とは異なる。本問では、これらのことを踏まえ、各概念の意義を論じてもらうことをねらいとした。</p>
			<p>第3問 「公訴事実の同一性」という語は、訴因変更の要件を規定した刑訴法312条に示されている。ただ、「公訴事実の同一性」のもとに規律されるのは、訴因変更の範囲だけではない。一事不再理効が及ぶ範囲、また公訴時効の及ぶ範囲等を論ずる際にも引合いに出される。本問は、これらのことを念頭に置きつつ、その関連性についても論じてもらうことを求めた。</p>

平成27年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【関連科目(専門科目)】

9月	民事訴訟法	問題	<p>第1問 Aは、Bと他の4名により結成された民法上の組合であり、被告県の発注する水害復旧工事の請負を営むことを目的としている。A組合の組合規約には、Bを業務執行組合員とし、業務執行組合員は、A組合を代表して工事の発注者等と組合業務につき折衝し、請負代金を請求し代金を受領する権限およびA組合に属する財産の管理権限を有する旨の定めがある。被告県が発注した請負工事につき、知事は工事の途中で契約を解除し他の業者に残工事を発注したため、一方的な契約打ち切りによりA組合が被った損害についてその賠償を求める訴えを提起する場合、Bには、①A組合を原告とし、Bはその代表者として訴えを提起する、②業務執行組合員Bを原告とし、B以外の組合員についてはBがその訴訟担当者として訴えを提起する、③Bを含む組合員全員を原告とし、B以外の組合員についてはBがその法令上の訴訟代理人として訴えを提起する、という3つの選択肢がある。それぞれ選択肢の問題点について、判例の趣旨を踏まえて検討しなさい。</p> <p>第2問 Xは、Yに対して自己が所有し自己名義で登記がされている甲土地を売却し、Yに登記を移転したが、この売買契約(以下、本件売買契約という)は錯誤に基づくものであると主張し、Yを被告として自己に甲土地の所有権が帰属することの確認を求める訴えを提起した(本件前訴)。本件前訴において、Xは請求原因事実として(1)甲土地をもともと自己が所有していたこと、(2)X・Y間で本件売買契約が締結されたこと、(3)本件売買契約においてXに要素の錯誤があったことを主張し、Yは(1)(2)は認め、(3)は争う旨主張した。証拠調べの結果、Xには要素の錯誤はなかったとの心証に裁判所は至り、Xの請求を棄却する判決をだし、この判決は確定した(本件前訴判決)。</p> <p>その後、XはYを被告として、所有権に基づき、XからYへの移転登記の抹消を求める訴えを提起した(本件後訴)。本件後訴において、Xは請求原因事実として、(1)甲土地をもともと自己が所有していたこと、(2)X・Y間で本件売買契約が締結されたこと、(3)本件売買契約においてXに要素の錯誤があったこと、(4)XからYへの移転登記があること、を主張した。Yは(1)(2)(4)は認め、(3)は争う旨主張した。</p> <p>[問い1]本件後訴を審理する裁判所は、X・Yの主張をどのように取扱い、いかなる判決を出すべきか、答えなさい。</p> <p>[問い2]本件前訴が、所有権に基づく甲土地の明渡請求訴訟であったとする(本件前訴は、Xが請求原因事実として(4)甲土地をYが現在占有していることも合わせて主張し、Yがこの事実を認める旨陳述した他は、上記と同様に経過し、また本件後訴は上記と同様に経過したとする)。この場合には、本件後訴を審理する裁判所は、X・Yの主張をどのように取扱い、いかなる判決を出すべきか、答えなさい。</p>
		出題の意図	<p>第1問 民法上の組合に法人格なき社団の当事者能力が認められるか、組合規約における業務執行組合員への訴訟追行権または訴訟代理権の授与が弁護士代理原則および訴訟信託禁止の潜脱となるかについての基本的な知識を問うものである。</p> <p>第2問 既判力と判決理由中の判断の拘束力に関する基本的な理解を問う問題である。</p>

平成27年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【関連科目(専門科目)】

9月	憲法	問題	<p>第1問 次の組み合わせの中から一つを選んで、その異同を明らかにしつつ、憲法解釈における意義について論じなさい。</p> <p>(1)命令委任と自由委任 (2)均衡本質説と責任本質説 (3)訴訟と非訟</p> <p>第2問 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約(人種差別禁止条約)4条と日本国憲法21条との関係について論じなさい。</p> <p>* あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約4条 締約国は、一の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別(形態のいかんを問わない。)を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って、特に次のことを行う。</p> <p>(a)人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。 (b)人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。 (c)国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと。</p>
		出題の意図	<p>第1問 統治機構論の分野における基礎的概念について、その理解度を問うものである。</p> <p>第2問 人種差別禁止条約4条との関係を素材に、表現の自由に関する理解度を問うものである。</p>

平成27年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

3月	憲法	問題	<p>第1問 次の中から一つを選んで、その意味について説明しなさい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学の自治 2. 平等選挙 3. 学習権
			<p>第2問 裁判官に対する懲戒処分は、裁判によって行われることとなっているが(裁判所法49条)、その性質に反しない限り非訟事件手続法が準用されることとなっており(裁判官の分限事件手続規則7条*)、非訟事件は原則非公開であることから(非訟事件手続法30条)、裁判官に対する懲戒処分の裁判も非公開で行われてきた。</p> <p>裁判官の懲戒処分を非公開で行うということは、憲法との関係で問題がないであろうか。あるとすればどのような理由からか。また、問題がないとすればどのような理由が考えられるか。</p> <p>*裁判官の分限事件手続規則(昭和23年6月7日最高裁判所規則6号) 七条 特別の定めのある場合を除いて、分限事件に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第二編及び非訟事件手続規則(平成二十四年最高裁判所規則第七号)の規定を準用する。ただし、同法第四十条の規定は、この限りでない。</p>
		出題の意図	<p>第1問 人権論の分野における基礎的概念について、その理解度を問うものである。</p>
			<p>第2問 統治機構論の分野における基本的論点の一つである裁判の公開について、裁判官の懲戒裁判の非公開を例として、その理解度を問うものである。</p>

平成27年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【関連科目】

	<p>以下の「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「空家法」という。)の条文(抜粋)を読み、以下の問いに答えなさい。なお、空家法の一部の規定は現時点においてまだ施行されていないが、以下では既に施行されているものとして解答すること。</p> <p>【空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年十一月二十七日法律第二百二十七号)】</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。</p> <p>2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。</p> <p>3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(所有者等による空家等の適切な管理の促進)</p> <p>第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。</p>
--	--

平成27年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

3月 行政法

問題

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

13 第三項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

14、15(略)

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

平成27年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

	<p>第1問 Y市長は、Y市内に所在するX1所有の空家(以下「空家1」という。)について、そのまま放置すれば倒壊するおそれがあると判断し、空家法14条に基づく措置をとることを検討し、準備を始めている。まず、空家法9条2項に基づく立入調査を行うことを検討している。それについて以下の問いに答えよ。</p> <p>①この調査にあたり、裁判官の発する令状は必要か。</p> <p>②この調査をX1が拒否した場合、空家法16条2項によれば、「二十万円以下の過料に処する」とあるが、この過料はどのような手続によって科されるか、説明しなさい。</p> <p>③この調査をX1が拒否した場合、Y市職員は強制的に本件空家に立ち入ることはできるか。</p> <p>第2問 上記の調査を経て、Y市長は空家法14条1項に基づく指導、2項に基づく勧告(以下「本件勧告」という。)を行ったが、X1は、「空家1は確かに古いものではあるが、倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあるとは言えない。また空家1は、先祖伝来の大事な建物であり、とても除却することはできない」として、本件勧告に従わない。そこでY市長は、空家法14条3項に基づく除却命令(以下「本件命令」という。)を発しようとしている。</p> <p>④Y市長が本件命令を書面で発する場合、どの程度の理由を付記することが必要か、理由付記制度の趣旨も踏まえて検討しなさい。</p> <p>⑤X1は、本件命令が発せられる以前にそれを阻止するため、何らかの行政訴訟(抗告訴訟に限る)を適法に提起することができるか。考えられる訴えを具体的に挙げ、その訴えが訴訟要件を充たすかを検討しなさい。</p> <p>Y市内では、他に二つの空家が問題になっている。X2が所有する建物(以下「空家2」)は、バブル期に住宅地の中に立てられたリゾートマンションであるが、既に廃業している。堅固な構造なので倒壊等の危険は無く、また、施錠されているのでゴミの放置なども見られないが、その高さや色(派手に塗られていたペンキが剥げ落ち、醜悪な外観を呈している)が、周囲の落ち着いた街並みと著しく不調和である。</p> <p>⑥Y市長は、X2に対して、空家法14条3項に基づきなんらかの命令を発することができるか、検討しなさい。</p> <p>また、X3が所有する建物(以下「空家3」)は、堅固な構造なので倒壊等の危険は無いが、空き家であるためゴミの不法投棄などが相次ぎ、衛生害虫が発生するなどの問題を引き起こし、隣地に居住するX4を初めとする近隣住民から多くの苦情が寄せられている。しかしY市長は、所有者X3に対する何らかの配慮からか、空家法14条に基づく措置をとろうとする動きはない。</p> <p>⑦X4は、Y市長に空家法14条に基づく措置をとらせるため、何らかの行政訴訟を適法に提起することができるか。考えられる訴えを具体的に挙げ、その訴えが訴訟要件を充たすかを検討しなさい。</p>
<p>出題の意図</p>	<p>第1問 行政調査に関する分類の理解を問う問題である。</p> <p>第2問 ④⑤は行政手続としての理由提示の趣旨と要求される程度に関する基本的理解に加え、差止め訴訟の訴訟要件に関する基本的理解を問う問題である。また、⑥⑦は個別法の「空家等対策の推進に関する特別措置法」要件を正しく理解する力に加えて、非申請型義務付け訴訟の訴訟要件に関する基本的理解を問う問題である。</p>

平成27年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【専攻科目】

9月	西洋法史	問題	第1問 「ローマ法の継受」について説明して下さい。
			第2問 ローマ契約法における「類型強制」について説明して下さい。
			第3問 方式書訴訟における「悪意の抗弁」の役割について説明して下さい。
		出題の意図	第1問 西洋法史における大きなテーマの一つであり、ユスティニアヌス法典の編纂、中世ローマ法学の開始、継受について、基本的な知識を持っているかどうかを問うた。
			第2問 ローマ契約法における重要な基本原則とそれに対する例外の展開について、正しく説明できるかどうかを問うた。
			第3問 「誠意訴権」と「厳正訴権」との相違をふまえて、具体例で説明することができるかどうかを問うた。

【関連科目】

3月	西洋法史	問題	第1問 16, 17世紀フランスにおける「法」および「法学」について述べて下さい。
			第2問 ユスティニアヌス帝『法学提要』について説明して下さい。
		出題の意図	第1問 ヨーロッパ法学史の中からの出題。当時活躍した法学者とその業績について、その後のフランス民法典の編纂を視野に入れて、説明することを求めた。
			第2問 ユスティニアヌス法典中の同法典の成り立ちと性格、及び近代民法典の編成に与えた影響について、基本的な知識を有するかどうかを問うた。

平成27年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【専攻科目】

9月	国際法	問題	第1問 個人の国際法上の法主体性について論じなさい。
			第2問 新国際経済秩序(NIEO)について論じなさい。
			第3問 個別的自衛権、集団的自衛権、集団安全保障という3つの概念の関係について論じなさい。
		出題の意図	1. 伝統的な議論・学説を踏まえた上で、国際人権法や国際刑事法といった現代的な動向について言及することを求める設問である。
			2. 国際開発法の形成過程を踏まえた上で、南北問題や国際投資法への発展について言及することを求める設問である。
			3. 自衛権に関する基本的事項を確認した上で、集団安全保障との区別についての知識を確認する設問である。

【関連科目(専門科目)】

9月	国際法	問題	第1問 国際法上の対世的義務について論じなさい。
			第2問 国際司法裁判所の勧告的意見について論じなさい。
		出題の意図	1. 国家責任法上の基本的概念についての知識を確認した上で、国際法委員会および国際司法裁判所における近年の動向について言及することを求める設問である。
			2. 勧告的意見手続の基本的性質についての知識を確認した上で、近年の重大な事案について触れることを求める設問である。

平成27年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【専攻科目】

9月	法社会学	問題	<p>第1問 以下の問に答えなさい。 (1)日本における弁護士事務所の経営形態としての「経費共同事務所」と「収入(収支)共同事務所」について、対比して論じなさい。 (2)「代替的紛争解決(Alternative Dispute Resolution)」「裁判外紛争処理」とも言う)にはどのような類型があるかについて述べ、それぞれの類型が紛争解決方法としてもつ特徴について簡単に説明しなさい。</p>
			<p>第2問 「エスノメソドロジー ethnology 」の意味について述べ、また、法社会学上の研究関心がいかなるものであるか(または、いかにあるべきか)についてあなたの考えを述べたうえで、「エスノメソドロジー」がその関心に対してどのような意義をもつかについて、あなたの考えをわかりやすく述べなさい。</p>
			<p>第3問 日本における一般市民を念頭に置きつつ、「意識」と「民事訴訟提起行動」との関係について、法社会的な観点から経験的分析を行なうとします。その場合に、(1)具体的には、どのようなリサーチ・クエスチョン／仮説を設定することが、有意義であると考えられるか、(2)当該リサーチ・クエスチョン／仮説の検討に取り組むうえで必要なデータ・資料を収集するためには、どのような方法をとることが適切かつ現実的であると考えられるか、について論じなさい。研究に使える時間は1年程度とし、予算上の制約はさしあたり考慮しないでよい。 なお、(1)と(2)とは相互に関連している問であり、採点にあたっては両者を一体として扱います。また、(2)を解答するにあたっては、極力具体的に検討を行なうこと(したがって、その解答のなかで、利用可能な既存の具体的なデータ・資料名を挙げることも全く差し支えありません。ただし、そうした具体的資料の提示のみを求める設問ではありません)。</p>
		出題の意図	<p>第1問 (1)日本の弁護士論の基本論点に関する理解を問おうとする設問である。 (2)代替的紛争解決(裁判外紛争解決)の類型とその内容について問う問題であり、代替的紛争解決の法社会学理論について基礎的知識をもっていることを確認する意図のものである。</p>
			<p>第2問 法社会学のいくつかの分野で利用されるようになってきた新たな研究視角である「エスノメソドロジー」は、社会学、言語学などにおける一般的研究視角であることから、その一般的理解と、法社会学における利用可能性に関する分析を要求することで、方法的知識と応用能力を確認する意図のものである。</p>
			<p>第3問 研究者として思考し活動していくうえで必要な発想をどの程度の確に有しているかを確かめようとする設問である。</p>

平成27年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【関連科目(専門科目)】

9月	法社会学	問題	第1問 警察をめぐる法社会学的研究を行なおうとする場合、どのような問題設定を行えば法社会的観点からみて有意義であると考えられるか、について、当該問題設定の学説史的位置づけとともに、論じなさい。
			第2問 合意型の裁判外紛争処理の手續構造に着目して、「手續開始の時点で当該手續による解決についての合意を調達する仲裁型」と、「解決案の内容が形成された時点で合意を調達する調停型」との2種が区別できる。このことを前提に、民事または家事の領域で生じる紛争・対立等を念頭におき、「仲裁型」と「調停型」のそれぞれの種類の合意型手續が設けられていることの法社会的意義を述べなさい。
		出題の意図	第1問 刑事の領域で法社会的検討を行なううえでの基本的な知識と感覚とを確かめようとする設問である。
			第2問 裁判外紛争処理の類型については、誰が何を決定できるかが、政策上、理論上、重要性をもつ論点である。問題文では、この問題を手續の時間的次元のなかで理解する区別を前提に、具体的な領域の紛争をイメージした上で、それぞれの想定される機能を問うことで、裁判外紛争解決理論の応用能力を確認する意図のものである。

平成27年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【専攻科目】

9月	国際関係論	問題	第1問 国際政治史・国際関係史のさまざまな研究を踏まえ、第一次世界大戦の原因を論じなさい。
			第2問 集団的自衛と集団的安全保障に関して国際政治学の議論を踏まえて多面的に論じなさい。
			第3問 TPPをはじめとする地域ごとの経済連携とWTO(世界貿易機関)とのかかわりについて論じなさい。
	出題の意図	第1問 国際政治史や国際関係史の研究を踏まえて今年勃発後100年になる第一次世界大戦の原因を論じさせるもので、時事的にも関心の高い歴史的事件を政治学の知識を動員して回答できるかを評価する意図がある。	
		第2問 集団的自衛権と集団的安全保障に関して国際政治学の議論を踏まえて多面的に論じさせ、安全保障に関する基本概念の整理ができるか、そして適切な研究を引用して厚みのある議論ができるかを評価する意図がある。	
		第3問 TPPをはじめとする地域ごとの経済連携とWTO(世界貿易機関)とのかかわりについて論じさせ、政治経済分野での国際関係の理解の度合いを把握し、また、たとえば、補完性・フォーラムショッピングなど理論的な観点からの叙述力についても検討を行うための問題である。	
3月	国際関係論	問題	第1問 欧州統合の展開を国際政治学の理論を用いて説明しなさい。
			第2問 アフリカにおける地域安全保障体制について論じなさい。
			第3問 国際的な規範の形成について具体例を挙げつつ国際政治学の理論を用いて論じなさい。
	出題の意図	第1問 欧州統合の展開については、ハースによる新機能主義、モラシュビッチらによる政府間主義による理論的説明が代表的なものであるが、これらを参照しながら具体的な欧州統合の歴史を説明できればよい。	
		第2問 アフリカにおける地域安全保障体制は、アフリカ連合(AU)による紛争予防・解決の枠組みや、ECOWASなど下位地域機構による取組が、国連、EUや域外諸国(アメリカ、フランス、イギリスなど)との連携の下でなされている。こうした取り組みを事例に即して具体的に述べてもよいし、AUの体制を中心に論述してもよいであろう。	
		第3問 国際政治学においてコンストラクティビズムは、国際的理念・規範を重視し、その形成・インパクトに関する理論を展開している。これらの理論に言及して、具体的な事例を取り上げて、理論的な説明の仕方を示すことができればよい。	

平成27年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【関連科目(専門科目)】

9月	国際関係論	問題	第1問 核不拡散体制の歴史的な変遷と制度的な概要に加え、現状の問題点を論じなさい。
		問題	第2問 自由貿易がなぜ世界にとって望ましいとされるのか議論しなさい。また、自由貿易によって損害を受ける人がいるとすれば、どのような場合であるかを議論しなさい。
9月	国際関係論	出題の意図	第1問 核不拡散体制の歴史的な変遷、制度的な概要、現状の問題点をそれぞれ論じさせ、国際関係史の知識に加え、現状での核拡散問題にどのように制度が対応し切れていないかを論じさせる意図がある。
		出題の意図	第2問 自由貿易がなぜ世界にとって望ましいとされるのか議論させるものであり、政治経済学分野の基礎知識を問うている。また、自由貿易によって損害を受ける人を場合とともに特定させ、貿易をめぐる政治過程に関する理解を知ろうとする意図がある。
3月	国際関係論	問題	第1問 パブリック・ディプロマシーとは何か。それが各国の政治情報発信に与えている影響を具体例とともに論じなさい。
		問題	第2問 以下の(イ)～(ハ)から2つを選択して、簡潔にその内容を説明しなさい。その際、具体例を挙げること。また、国際関係理論との関連性を指摘しなさい。解答の際には選択した記号を冒頭に記すこと。 (イ)リージョナリズム (ロ)フェアトレード (ハ)フォーラムショッピング
3月	国際関係論	出題の意図	第1問 最近注目されているパブリック・ディプロマシーについての受験者の理解度をはかり、ゆえに国際関係論に関する基礎知識を見るためのものである。各国の政治情報発信体制が、日本を含めて、最近大幅に強化されていることを指摘できるだろう。
		出題の意図	第2問 リージョナリズム、フェアトレード、フォーラムショッピングという国際政治経済学で特に使用される概念の理解度を尋ね、国際関係論の知識をはかるものである。リベラリズムとの親和性を指摘する必要がある。

平成27年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【専攻科目】

9月	政治学	問題	<p>以下の3問の全てに解答せよ。なお、解答の順序はいずれから始めても構わないが、その解がどの問いに対する解答なのかを明示すること。</p> <p>第1問 いわゆる「リベラル＝共同体論論争」の90年代初頭までに至る展開について、各陣営の具体的論者の差異にも可能な限り言及しつつ詳述した上で、両陣営の立場からナショナリズムに対してどのような肯定的・否定的評価が可能かについても考察せよ。</p> <p>第2問 フーコー政治理論の内容を可能な限り詳述した上で、その近代批判の意義と限界をも詳述せよ。</p> <p>第3問 ジョン・ロック以降T.H.グリーンに至るリベラリズムの歴史的展開の中から任意の二人の理論家を選び、両者のリベラリズムを比較しつつ詳述せよ。</p>
		出題の意図	<p>政治学の重要問題に関する、最も基本的で重要な理論家や概念等に関し、第一に、個々の理論家や概念に即しながら、正確な知識が身に付いているか否かを考査する。同時に、そうした個別的知識を複数個組み合わせた、より大きな問題に対する解答を求めることにより、政治学のより全体的な言説構造に関する理解の的確性や、研究者としてのオリジナルな学説把握力、研究能力の有無を考査する。</p>

【関連科目(専門科目)】

9月	政治学	問題	<p>以下の2問の全てに解答せよ。なお、解答の順序はいずれから始めても構わないが、その解がどの問いに対する解答なのかを明示すること。</p> <p>第1問 『正義論』段階でのロールズ正義論の内容を詳述した上で、そこにおける二つの正義原理の各命題に対して、リバタリアニズムの立場からどのような肯定的・否定的評価が可能か、理由を付して詳述せよ。</p> <p>第2問 アーサー・ベントレーの多元主義理論の内容を、ロバート・ダールのそれと比較しつつ詳述せよ。</p>
		出題の意図	<p>政治学の重要問題に関する、最も基本的で重要な理論家や概念等に関し、第一に、個々の理論家や概念に即しながら、正確な知識が身に付いているか否かを考査する。同時に、そうした個別的知識を複数個組み合わせた、より大きな問題に対する解答を求めることにより、政治学のより全体的な言説構造の理解が的確なものであるか否かを考査する。</p>

平成27年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【専攻科目】

9月	日本政治 外交史	問題	第1問 日本第一次世界大戦への参戦過程及び参戦目的について詳細に論ぜよ。
			第2問 1919年パリ講和会議における日本政府の立場・主張を述べた上で、同会議での日本の成果について評価せよ。
			第3問 9.11同時多発テロ事件以後における日本の安全保障政策の変遷及び役割の拡大について述べよ。
		出題の意図	第1問 日本の参戦は当初は必ずしも歓迎されたわけではなく、日本も欧州本土の戦争よりもアジア太平洋域内におけるドイツ利権の獲得に主眼を置いていた。こうした日本を中心とする当時の状況をどこまで理解しているかを問う。
			第2問 パリ講和会議を経て日本は五大国の一員という地位を得る。他方で会議において自らの利益のみを主張し、欧州の戦後体制をめぐる問題については発言を控えた。それゆえ、サイレント・パートナーと後に揶揄されることになるが、この重要な会議における日本の行動・成果についての理解を問う。
			第3問 同事件以降、日本はアメリカに対する安全保障協力を強化し、自衛隊をイラクに派遣するなど戦後日本の歴史において重要な節目となる政策を実施した。こうした日本に関わる比較的最近の出来事もきちんとフォローし、理解しているかを問う。

【関連科目(専門科目)】

9月	日本政治 外交史	問題	第1問 日本にとって第一次世界大戦は何をもたらしたのかを論ぜよ。
			第2問 1960年代の日米関係について、政治経済・外交・安全保障の観点から論ぜよ。
		出題の意図	第1問 人類がかつて体験したこともない未曾有な戦いとなった第一次世界大戦は、日本に多くの変化をもたらした。それは勢力圏を拡大して大国としての地位を得たのみならず、技術革新、さらには急速な経済発展といったように多岐の領域に及んだ。こうした日本にとって重要な歴史上の転換点となる時代に対する理解を問う。
			第2問 経済大国としてのスタート地点に日本が立ったのが1960年代であった。こうした日本の台頭によって日米関係も様々な調整が必要になり、協調とともに軋轢が生じるようになる。こうして両国関係がより成熟し、複雑なものになっていった時代の日米関係引に関する理解を問う。

平成27年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【専攻科目】

9月	西洋政治史	問題	第1問 ファショダ事件(1898年)でフランスが示した対応について、当時のフランスが直面していた内政・外交双方の背景に触れながら論じなさい。
			第2問 19世紀後半のビスマルクによるドイツ統一について論じなさい。
			第3問 イギリス帝国史研究における「非公式の帝国(informal empire)」概念について説明しなさい。
		出題の意図	第1問 第1次世界大戦へと至る国際的な対立構図を生み出す一因となったフランスの外交方針の変化について、基本的な理解ができていないかを問うべく出題した。
			第2問 近現代ドイツ史の重要な画期の一つである、ビスマルクによるドイツ統一について、どれだけ理解ができていないかを問うべく出題した。
			第3問 イギリス帝国史研究における重要な分析概念についての理解を問うべく出題した。

【関連科目(専門科目)】

9月	西洋政治史	問題	第1問 イギリスの政治家ロイド・ジョージ(David Lloyd George)について論じなさい。
			第2問 第1次世界大戦期(1914～18年)のドイツ国内における政治の展開について論じなさい。
		出題の意図	第1問 多党化した20世紀前半のイギリスで精力的な政治活動を展開し、少数政党の指導者でありながら第1次世界大戦期に首相も務めたロイド・ジョージについて、基本的な理解ができていないかを問うべく出題した。
			第2問 開戦直後に挙国一致的な状況を生み出しながら、総力戦を経験する中で体制の崩壊へと展開していった第1次世界大戦期のドイツ政治について、どれだけ理解ができていないかを問うべく出題した。

平成27年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【専攻科目】

9月	政治過程論	問題	第1問 利益団体の活動により生じる利益政治のパターンについて論じなさい。
			第2問 現代日本の無党派層について説明しなさい。
			第3問 日本における1994年の選挙制度改革に関し、その原因と結果を論じなさい。
		出題の意図	第1問 利益団体の活動により生じうる政治システムに関する理論的理解(と、できれば、日本への適用)を問うものである。
			第2問 膨大な現代日本の無党派層の多様性を理論的に整理して理解できているか、また、その動向を説明できるかを確かめた。
			第3問 94年の制度変化について、その原因を適切に分析するとともに、政党間競争・政党組織・議員行動などにもたらした影響をメカニズムに踏み込んで説明することを求めた。

平成27年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【関連科目(専門科目)】

9月	政治過程論	問題	<p>第1問 日本の首相の平均在任期間が短いのはなぜなのか、他国との比較を踏まえつつ、その原因を述べよ。さらに、時として長期に渡って在任する首相が登場する。そのような首相は、なぜ長期にわたって政権を維持できるのか、その理由を述べよ。</p> <p>第2問 コンセンサス型民主主義と多数決型民主主義とはいかなるものかを説明した上で、現在の日本政治は、この二つの類型を用いてどのように位置付けることができるか、その理由とともに述べよ。</p>
		出題の意図	<p>問1は、政治過程を構成する一つの主要素としての執政制度の基本的な理解ができているかを確認する問題である。議院内閣制における内閣の信任を巡る制度的な理解の上に、日本を位置付けることができるか、さらに、制度的な要因とは別の首相個人の要素についての理解を示せるかを通じて、具体的な事象に理論を応用することができるかを問うものである。</p> <p>問2は、比較政治学についての基本的な理解ができているかを確認する問題である。基礎的な概念について、過不足なく説明を行う能力を確認した上で、日本政治について包括的な理解が行えているかを確認しようとする問題である。</p>
3月	政治過程論	問題	<p>第1問 マスメディアの世論への影響について、理論面に留意しながら説明しなさい。</p> <p>第2問 対外政策の決定過程を分析するためのアプローチについて述べなさい。</p>
		出題の意図	<p>第1問 マスメディアが世論に与える影響について、蓄積されてきた諸理論を分類・整理して体系的に理解できているかを問うた。</p> <p>第2問 対外政策の決定過程を理解するために検討されてきた先行研究を、政府内あるいは国内外の諸要因などの分析視角により整理して説明することを求めた。</p>

平成27年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【関連科目(専門科目)】

9月	行政学	問題	第1問 1990年代後半の橋本内閣によって進められた省庁再編について、改革の目標と内容を述べるとともに、そこでの改革のねらいはどの程度実現していると評価できるか、理由とともに述べなさい。
			第2問 日本の公務員数を他国と比較し、その特徴を述べた上で、なぜそのような特徴が生まれているのか、また、その特徴が日本の行政のあり方にどのような影響を与えているのか、すなわちその原因と結果について述べなさい。
		出題の意図	第1問 日本の行政の近年の主要な事実について、十分な知識を持っているかを確認した上で、日本の行政の実態について、どのように事実を観察しているのか、それについてどのような考察を加える力があるかを確認することがねらいである。
			第2問 国際比較の観点から、日本の行政を位置付けることができるかを確認しようとする問題である。さらに当該事象の原因と結果についても尋ねることにより、因果的な推論を行う能力があるかを試すことがねらいである。

平成27年度大学院法学研究科博士課程前期課程入学試験(研究者コース・専修コース) 問題と出題の意図

【外国語】

9月	英語	問題	筆答試験では大学外に著作権がある外国語文献のみが使われますので、著作権法の規定により本サイトでは表示できません。ただし教務係にて閲覧することは可能です。
		出題の意図	<p>第1問 本問は、法学・政治学の研究を行うのに必要な英文の読解力を問うものである。原文は、アメリカの法解釈学の経済学的分析に関する文章からの抜粋である。この文章は、法学・政治学の双方に必要な基本的理解と専門的な英文を読む能力があれば、内容を理解できるはずである。</p> <p>第2問 法学・政治学の研究に必要な、英語文献の読解力を問う問題である。出典は、J. C. Gray, The Nature and Sources of the Law (1921), pp.152-154であり、引用した部分を読んで、10行程度の下線部分を和訳させる問題である。引用部分の大意を把握すること、和訳部分の文の構造を理解することが求められている。</p>
3月	英語	問題	筆答試験では大学外に著作権がある外国語文献のみが使われますので、著作権法の規定により本サイトでは表示できません。ただし教務係にて閲覧することは可能です。
		出題の意図	<p>第1問 本問は、専攻分野に関わらず、法学・政治学の研究を進めていく上で、最低限の前提となる英文読解力およびそれを分かりやすい正確な日本語で表現する能力を試すものである。原文は、社会科学の基本問題を取り扱った文章として、公平性に関する論文のイントロ部分であり、本テーマに関する前提知識がなくとも十分に読み解ける内容である。</p> <p>第2問 本問は、法的ルールが所得分配に与える効果を、法的ルールの選択において考慮すべきかどうかという問題について論じる文章である。法学・政治学の研究を行うために最低限必要な英文読解力、および、それを分かりやすい正確な日本語で表現する能力を試すものである。</p>